

○ 尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
 するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の
 人員、設備及び運営の基準等を定める条例（改正案）

平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日

条例第 5 0 号

改正 平成 2 5 年 3 月 7 日 条例第 1 6 号

（題名改称）

（この条例の趣旨）

第 1 条 この条例は、別に定めるもののほか、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（平 2 5 条例 1 6 ・ 一部改正）

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準）

共生型障害福祉
サービス事業者
の特例

第 3 条 法第 3 0 条第 1 項第 2 号イの条例で定める基準並びに、法第 4 1 条の 2 第 1 項各号の条例で定める基準並びに、法第 4 3 条第 1 項の条例で定める基準並びに同条第 2 項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営の基準は、次項から第 8 項までに規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 1 号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第 3 条第 2 項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（指定居宅介護（省令第 4 条第 1 項に規定する指定居宅介護をいう。）に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「当該指定居宅介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令の規定（指定療養介護（省令第 4 9 条に規定する指定療養介護をいう。）に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「当該指定療養介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令の規定（指定自立訓練（生活訓練）（省令第 1 6 5 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日」とあるのは「その完結の日」とする。

記録の保存期間に関する規定

- 2 指定障害福祉サービス事業者、及び基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）は、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ってサービスを提供しなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者及びその指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の管理者並び

人格尊重に関する規定

に基準該当障害福祉サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成 2 5 年尼崎市条例第 1 8 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

- 4 指定障害福祉サービスの事業を行う事業所及び基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）は、その運営について、暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の支配を受けてはならない。

暴力団排除の規定

- 5 指定障害福祉サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）による評価の結果を公表するよう努めなければならない。

運営内容の評価結果の公表に関する規定

- 6 指定障害福祉サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画をその指定障害福祉サービス事業所等の従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業員の計画的な育成に努めるものとする。

研修に関する規定

- 7 指定障害福祉サービス事業所等の従業員は、利用者に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 2 3 年法律第 7 9 号）第 2 条第 7 項各号に掲げる行為をしてはならない。

虐待防止に関する規定

- 8 指定障害福祉サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定障害福祉サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定障害福祉サービス事業所等の従業員に周知される体制を整備すること。
(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定障害福祉サービス事業所等の従業員に対して研修を行うこと。

（平 2 5 条例 1 6 ・ 一部改正）

（法第 3 6 条第 3 項第 1 号の条例で定める者）

事故発生及び防止に関する規定

- 第 4 条 法第 3 6 条第 3 項第 1 号（法第 3 7 条第 2 項及び第 4 1 条第 4 項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 9 号。以下「法施行規則」という。）第 3 4 条の 2 1 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

（平 2 5 条例 1 6 ・ 一部改正）

（法第 3 8 条第 3 項において準用する法第 3 6 条第 3 項第 1 号の条例で定める者）

第5条 法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法施行規則第34条の24の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

（平25条例16・一部改正）

（指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準）

第6条 法第44条第1項の条例で定める基準並びに同条第2項の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令第56条第2項中「当該施設障害福祉サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は指定障害者支援施設等の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定障害支援施設等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（平25条例16・一部改正）

（障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準）

第7条 法第80条第1項の条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「当該療養介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令の規定（事業所の規模に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う」とあるのは「利用者の確保の見込みがないなどやむを得ない事情があると市長が認める」とする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は、障害福祉サービス事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（平25条例16・一部改正）

（地域活動支援センターの設備及び運営の基準）

第 8 条 法第 8 0 条第 1 項の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営の基準は、次項から第 4 項までに規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 5 号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第 2 条第 2 項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第 6 条第 2 項中「当該サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2 地域活動支援センターの設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。

3 地域活動支援センターの設置者は、当該地域活動支援センターの職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 第 3 条第 2 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項の規定は地域活動支援センターの設置者について、同条第 4 項及び第 7 項の規定は地域活動支援センターについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平 2 5 条例 1 6 ・ 一部改正)

(福祉ホームの設備及び運営の基準)

第 9 条 法第 8 0 条第 1 項の条例で定める福祉ホームの設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 6 号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第 2 条第 2 項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第 7 条第 2 項中「当該サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2 第 3 条第 2 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項の規定は福祉ホームの設置者について、同条第 4 項及び第 7 項並びに前条第 2 項及び第 3 項の規定は福祉ホームについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平 2 5 条例 1 6 ・ 一部改正)

(障害者支援施設の設備及び運営の基準)

第 1 0 条 法第 8 4 条第 1 項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 7 号。以下「省令」という。)に定める基準(省令第 3 条第 2 項に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第 8 条第 2 項中「当該施設障害福祉サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は障害者支援施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は障害者支援施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平成25条例16・一部改正)

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月7日条例第16号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定は、同年7月1日から施行する。